

令和4年2月4日 開 会
令和4年2月4日 閉 会
令和4年2月 臨時会

川南町議会議録

川南町議会事務局

令和4年第1回(2月)川南町議会臨時会会期表〔1日間〕

目次	月日	曜	摘要
第1日	2月4日	金	開会 本会議(議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決) 閉会

目 次

告 示	1
応招議員・不応招議員	1
第1号（ 2月4日 ）	
本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	3
開 会	4
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名について	4
報告・質疑(報告第1号)	4
議案上程・提案理由説明・議案質疑・討論・採決(報告第2号)	7
議案上程・提案理由説明・議案質疑・討論・採決(報告第3号)	9
議案上程・提案理由説明・議案質疑・討論・採決(報告第4号)	15
議案上程・提案理由説明・議案質疑・討論・採決(議案第1号)	18
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	22
閉 会	23

川南町告示第15号

令和4年第1回(2月) 川南町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年2月1日

川南町長 日 高 昭 彦

- 1 期日 令和4年2月4日
- 2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(13名)

1番	河野 禎明 君	2番	谷村 裕二 君
3番	中津 克司 君	4番	蓑原 敏朗 君
5番	徳弘美津子 君	6番	児玉 助壽 君
7番	福岡 仲次 君	8番	米田 正直 君
9番	内藤 逸子 君	10番	川上 昇 君
11番	河野 浩一 君	12番	竹本 修 君
13番	中村 昭人 君		

○ 不応招議員(なし)

令和4年第1回(2月)川南町議会臨時会会議録

令和4年2月4日 (金曜日)

本日の会議に付した事件

令和4年2月4日 午前9時00分開会

- 日程第1 諸般の報告について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 会議録署名議員の指名について(内藤 逸子・川上 昇)
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第5 報告第2号 専決処分の承認を求めるについて
(令和3年度川南町一般会計補正予算(第10号))
- 日程第6 報告第3号 専決処分の承認を求めるについて
(令和3年度川南町一般会計補正予算(第11号))
- 日程第7 報告第4号 専決処分の承認を求めるについて
(令和3年度川南町一般会計補正予算(第12号))
- 日程第8 議案第1号 令和3年度川南町一般会計補正予算(第13号)
- 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 福岡 仲次 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 河野 浩一 君	12番 竹本 修 君
13番 中村 昭人 君	

事務局出席職員職氏名

事務局長 日高 裕嗣 君 書記 山口 武志 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	小嶋 哲也 君
総務課長	新倉 好雄 君	財政課長	谷 講平 君
まちづくり課長	甲斐 玲 君	産業推進課長	河野 賢二 君
農地課長	三好 益夫 君	建設課長	大山 幸男 君
環境水道課長	橋口 幹夫 君	町民健康課長	米田 政彦 君
教育課長	山本 博 君	福祉課長	三角 博志 君
税務課長	大塚 祥一 君	代表監査委員	永友 靖 君

午前9時00分開会

○議長（中村 昭人君） おはようございます。

ただ今から令和4年第1回川南町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果について、財政的援助を与えている団体に係る監査の結果に関する報告について、令和2年度川南町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等報告書については、お手元に配布してあるとおりであります。以上で報告を終わります。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、内藤 逸子君及び川上昇君を指名します。

日程第4、報告第1号専決処分の報告についてを議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提出者の報告を求めます。

○町長（日高 昭彦君） おはようございます。

報告第1号は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。内容に関しましては、専決処分書にありますとおり、令和3年11月19日に国光原中学校プール周辺の草刈り作業を教育課職員が行っていたところ、刈払機で小石を弾き、付近に駐車していた同校教諭の所有する車のフロントガラス及びサイドガラスにぶつけ損害を与えたものです。損害金は、165,589円で本町が加入しています損害賠償保険から支払われています。

以上で報告を終わります。

○議長（中村 昭人君） 以上で、提出者の報告を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（川上 昇君） お尋ねします。議案書にもある通り、作業前に防護ネット等の措置をしていなかったためと、明文化されているんですけども、その後、この事故を受けてもちろん事故の防止策ですね、の徹底を図られたということで、考えるわけですが、その後はどうされたのでしょうか。

○教育課長（山本 博君） 川上議員の御質問にお答えいたします。事故が起こってからですね、再度この作業のあり方について、技術員の方に話をしまして、今までやってきた、確認してきた事項等をまだ振り返っていただいて、さらに徹底するように指導したところであります。

○議員（川上 昇君） いずれにしても行政が行う仕事ですので、それなりのマニュアルがしっかり作成してあると思うんですが、このマニュアルの存在については、いかがでしょうか。

○教育課長（山本 博君） 再度、川上議員の御質問にお答えいたします。正式なきちんとしたマニュアルというようなものは存在していませんが、今後、そういった手順等含めてですね、きちんと整理していきたいと思えます。以上です。

○議員（川上 昇君） ただいま、教育課長がおっしゃったようにですね、その辺の徹底を、事故防止を図る上からの徹底を、さらに確認をされるよう、申し上げておきたいと思えます。以上です。

○議長（中村 昭人君） 他に質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 損害賠償金を払うちいうこっちゃったら、それなりのなんがあるはずじゃけんどん、この公有地の駐車場に駐車しとった車じゃったら当然、損害せんならんけんどん、公有地で駐車場じゃねえとこに駐車しとった車じゃったら、損害賠償する、まあ、不法占有駐車みたいなどこに駐車しとった車のなんじゃったら、損害賠償せんいかんかそこ辺があっちゃけど、ちゃんとしたその町が責任持って、損害賠償せんらんようなところに駐車されとった車に対しての事故なのかお伺いします。

○教育課長（山本 博君） 児玉議員の御質問にお答えします。今回この車はですね、国中の先生の車でありまして、国中のプールのちょうど南側に駐車場がありますが、職員と来客する方がですね停めている駐車場であります。そちらに停めてありました。以上です。

○議員（児玉 助壽君） 当然あそこで事故を町の不注意で事故を起こしたら、損害賠償せんらんと思うけんどん、やっぱり草切りすつきやなんや県道あたりで、草刈りしちよつときなこう小石がはねんごつ防護のベニアみたいなど作業員が握ってしよるけんどんよ、やっぱりそこ辺のような、そういう気遣いも必要じゃなかったかと思えますけどね、やっぱりその人身事故なんか起こすと取り返しがつかんようなこつんなるからですね、やっぱなるだけ、そういうあの気遣いが必要じゃねえかと思うわけですが、今後とも気を付けてそういう面を気を付けてやってもらいたいと思っております。

○教育課長（山本 博君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。児玉議員がおっしゃられるようにですね、学校、校内において、管理する教育委員会としてもですね、こういった作業中に人身の事故、または、その他の事故等ですね、あってはならないと思っておりますので、今後の取扱いについても、防護ネット等についても、十分検討を行いながら、進めていきたいと思っております。これまではですね、駐車場の草刈りをする場合には、事前にですね、学校に連絡をしまして、作業するので、車を移動してくださいとお願いをしておりますが、今回は距離が11、2m離れていることからですね、まあ大丈夫だろうということで、作業を行ったところ、今回の飛びまして、損害を与えたといったところでございますので、今後もそういった周辺の気遣いをしながら、対応をしていきたいという風に思います。以上です。

○議長（中村 昭人君） 他に質疑はございませんか。

○議員（徳弘 美津子君） すみません、関連というか、全体的なことですけれども、草刈り作業で、ユンボに草刈りを付けて、町内をあちこち草刈り作業をされてたりするときとか、ああいうときの防護柵をしているところは見たことがちょっとないので、私が見る限りですね、十号線とか国道をやっているときは、草刈り作業するときには2人か3人の方が防護柵をしながら、移動しながらやっているので、その差が、やっぱり川南も教育課だけでなく、建設課として、今後、やれてればいいんですけれども、その確認と併せてですね、例えば自治公民館の皆さんが草刈り作業をしていたときに、そういうことがあったときに、損害賠償保険を町の場合使いますけれども、自治公民館の場合は、そういった制度というかそういった保障というものが、担保されているのかどうかを伺います。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの御質問にお答えいたします。自治公民館におきましては、それぞれの公民館で保険に加入していきまして、そちらの方を活動交付金の方で、保険のですね、交付金ということで、交付させていただいておりまして、そちらで対応することになるかと思っております。以上です。

○建設課長（大山 幸男君） ちょっと、手元に資料がありませんので、またちょっと調べてですね、あのお答えさせていただきたいと思っております。以上です。

○議員（徳弘 美津子君） こういった機会でもまあそういった見直しも必要だと思うんですが、1点伺いますが、損害賠償保険ということを使うから、町としては、持ち出しはないんでしょうけど、よく車の任意保険の場合は、保険を使うと、保険料が上がったりとか、免責が増えたりとかあるけど、町の自治体が入っている損害保険というのは、いくら使おうと、どういった保険になるんですかね。あまりにもそういう保険の使い方が多いとペナルティーみたいなものが、あるものなんでしょうか。

○財政課長（谷 講平君） ただいまの徳弘議員の御質問にお答えいたします。保険につきましてはですね、損害賠償保険、自治体のですね、加入していますけれども、いろんな

事故等、損害賠償等ある場合は、件数が多い場合は、市町村共済組合の方からですね、注意の方が通知がされてきます。また、全国的にですね、事故等、損害等多い場合はですね、保険料の方が、こう上がってくるようになるかと思えます。

○議長（中村 昭人君） 他に質疑はありませんか。

○議員（養原 敏朗君） 今回の事故、教育課職員が行っていたということですけど、学校の環境整備ですよ、中学生ぐらいになったらある程度のものは、量的なものもあるんですけども、清掃も含めてやってるんだろうと思うんですけど、どの程度が教育課職員がやられて、生徒自身がやられて、簡易な草刈りなんかは中学生ぐらいになったらやってもいいんじゃないかという気もするんですけど、その辺の判断はどうされているんでしょうか。

○教育長（坂本 幹夫君） ただいまの御質問にお答えします。私もあの学校の方に勤めておりましたので、本町では、草刈りとか木とかいろんなことをするわけですけども、本町には技術員の方が数名おられまして、学校の依頼に基づいて、作業計画を立てて、学校と連絡を取って、するということになっておりまして、子どもたちが直接、草刈りをするということは、教育の課程上、難しい面もありますけれども、例えば栽培とか、花壇とか、そこ辺の周辺とかは、子どもたち、栽培委員会とか清掃でやっておりますけれども、危険を伴うものとか、大掛かりなものについては、技術員が行うというような形で、これは小学校も中学校もしております。以上でございます。

○議員（養原 敏朗君） 学校の依頼に基づいて、技術職員がやっていますよということですけど、環境整備、ある意味、教育の一環でしょうから、もちろん教職員の指導、監視のもとでしょうけど、ある意味、危険を伴うものも、教育効果もあるんじゃないかと思うんですよ。その辺はよく鑑みられて、もちろん、学校からの依頼ということですから、学校はそういう必要だという判断をしたんでしょうけど、学校と十分協議の上、可能なものは、生徒にもタッチしていただくということもある意味考えていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（中村 昭人君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

日程第5、報告第2号専決処分の承認を求めるについて、令和3年度川南町一般会計補正予算第10号を議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） それでは説明いたします。報告第2号は、専決処分をいたしま

した令和3年度川南町一般会計補正予算第10号につきまして、議会に報告し、その承認を求めるとでございます。補正予算第10号は、子育て世帯への臨時特別給付金で、18歳以下の子育て世帯への給付金10万円のうち、現金給付とした5万円は令和3年報告第14号で報告し御承認いただきましたが、クーポン給付とされていた残りの5万円分についても現金給付が可能となったことから現金給付を行うため専決処分したもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125,519千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,603,695千円とするものでございます。それでは、第1表の歳入から御説明いたします。国庫支出金125,519千円は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費及び事務費の補助金であります。次に歳出につきまして、御説明いたします。民生費125,519千円は、子育て世帯への臨時特別給付金並びに給付に伴う消耗品費及び通信運搬費の予算計上であります。

以上、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（荻原 敏朗君） 子育て世帯への臨時給付金ですけど、国会なんかで、ちょっと議論されておりましたけれども、判断は確か、10月の状況で判断するというものだったと思うんですけど、判断以後に離婚されて、これは世帯主への給付ですので、奥様が子どもを連れて、出られるというんですか、離婚されて、本来はそちらに子育てという意味では、行くべき給付金が世帯主である前夫に行くという事例が全国的にはあったように聞いておりますけど、本町では、そういった不平とか別段なかったものでしょうか。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの御質問にお答えいたします。全国的にですね、ただいまのような離婚による不具合といえますか、報告がございまして、その後政府も検討いたしまして、今のような状況の方々に対しては、離婚をして、本来受け取るべき方の配偶者の方にですね、10万円が行くように、進めるようにですね、通知があったところであります。これを受けまして、本町ではですね、10月1日以降が対象になるものですから、10月1日までそのような方がどのくらいいるかといえますと、現在のところ、2人、2世帯ございます。その世帯に対しましては、そのような世帯に対して、支給できるように準備をしているところでございます。以上でございます。

○議長（中村 昭人君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は臨時会につき、委員会付託は省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議がないようですので、委員会付託は省略し、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第2号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、報告第2号専決処分の承認を求めるについて、令和3年度川南町一般会計補正予算第10号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6、報告第3号専決処分の承認を求めるについて、令和3年度川南町一般会計補正予算第11号を議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） それでは説明いたします。報告第3号は、専決処分をいたしました令和3年度川南町一般会計補正予算第11号につきまして、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。補正予算第11号は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及びふるさと納税展開事業について専決処分したもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ465,534千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,069,229千円とするものでございます。それでは、第1表の歳入から御説明いたします。国庫支出金165,533千円は、子育て世帯等臨時特別支援事業費及び事務費の補助金であります。寄附金300,000千円はふるさと納税寄附金で、繰入金1千円は財政調整基金繰入金であります。次に歳出につきまして、御説明いたします。総務費300,000千円は、ふるさと納税展開事業で、ふるさと納税が好調に推移していることから、消耗品費、通信運搬費及びシステム利用料等を増額する予算計上であります。民生費165,534千円は、子育て世帯等臨時特別支援事業、住民税非課税世帯等として、住民税非課税世帯に対し10万円を給付するもので、給付金及び給付に伴う事務費の予算計上であります。

以上、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 補正予算の11号につきまして、ふるさと納税が好調で300,000千

円ていうような、予算計上されとるわけですが、隣の町でも返礼品費の関係で制度に違反するような事案がありました、好調やかいちいうて、油断することなくですね、制度に違反しないように、寄附を受け付けるときもですね、都農町はその自分がこの町で、供給量の精査しとらんかった、精査しとればですね、我が町に返礼品の供給力がどのくらいあるかというとは、分かるとればああいうことはなかったち思うわけですが、やっぱその受け付けるときでうね、やっぱその町が返礼する返礼品の供給力を精査して、寄附受けをするように監視していく必要があつとやねえかなと思うわけですが、そこ辺は大丈夫ですか。

○会計課長（小嶋 哲也君） 児玉議員の御質疑にお答えします。都農町の違反のお話にありましたけれども、やはりですね、ああいう違反がありますと、制度に対する国民の信頼を損ねる可能性がありますので、その辺を十分注意してですね、制度が存続できるようにですね、取り組まないといけないという風に私どもも思っております。で、やはり決められたルールの中ですので、返礼品割合、3割、あと募集に関する経費5割、そういったのが決められております。そのルールの中ですね、しっかりと商品管理を徹底して行っておりますので、我が町の場合はですね、確実に確認しながらやっているということで大丈夫かという風に考えております。また、あの事務の一部委託の方をですね、民間の方をお願いしておりますけれども、そちらとも情報を共有してですね、商品がしっかりですね、管理できるようにしておりますので、そういった取組みで今後も行っていきたいという風に考えております。以上です。

○議長（中村 昭人君） 他に質疑はありませんか。

○議員（徳弘 美津子君） すみません、ちょっと読解力がなくて、ちょっと伺いたんですが、申し訳ないです。あの、予算書というか、予算書を見るときに子育て世帯臨時特別支援事業で括弧書きして、住民税非課税世帯とあったので、子育て世帯で、住民税非課税の方に出す給付金かなと思ってたんですね、今、説明の中では、子育て世帯給付金事業として、住民税非課税世帯に対し、10万円を給付ということなので、子育て世帯に限らず、住民税非課税世帯に対して、給付されるものの確認でいいのかなと実際、数字的に162,000千円なので、単純に10万だったら、1,620世帯に対して、住民税非課税世帯がいるっていう考えで、だから、子育て世帯とまた違う住民税非課税世帯に別に支給されるという予算で確認で大丈夫でしょうか。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの御質問にお答えいたします。この事業自体がですね、子育て世帯等臨時特別支援事業ということになっておりまして、この中に住民税非課税世帯に対する非課税等に対するですね、臨時特別給付金も含まれているということで、この補正予算につきましては、その住民税非課税に対する方々と新型コロナウイルスの影響を受けまして、収入が激減した方々、住民税非課税相当額に相当する収入になった方々に対して、この支援金を給付するというものでございます。以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 分かりました。ということは、コロナにより、収入が激減したっていう方の確認っていうか、いつからいつまでなのかとか、そこ辺りをどういう風に計上されているのかの確認をお願いします。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの御質問にお答えします。対象となります収入の激変につきましては、令和3年1月から令和4年9月までの間に家計が急変し、収入が減った方というふうになっております。で、今、システムの方、改修しまして、対象者の絞り込み等やっているんですが、この家計急変の方々につきましては、申請の方をしていただくということになります。で、任意の1か月の分を申請をしていただきまして、それを12倍した結果が住民税非課税世帯相当に該当すれば、対象になるということです。あくまでも自主申告というようなことでそれを証明するものも当然必要になってきますけれども、申請していただくということになります。

○議員（徳弘 美津子君） なかなかこの申請、令和3年の1月ということなので、職場に勤めてる人は、年末調整関係で分かるのかな。でも商売されている方たちとかは、自主申告だということで、その申請をしていただくということになれば、広報活動が鍵だと思うんですね、どのように広報されていくのかという部分とやっぱり誰も取り残さないという今言葉がそこ辺りが担保されて万が一あとで、その対象で支給された方があとでその対象じゃなかったということが分かったりしたら、どういう風になるものなんですかね。

○福祉課長（三角 博志君） これにつきましてはですね、国の方から、質疑応答集というのが、ようやく届きまして、その中にもいろんな事例というのにどのように対応するかということが記載されております。そうしたものに合わせて、我々も支給していくことになるかと思えます。まずあの、広報につきましては、しっかりと皆さんに、その情報が届きますように様々な手段を使いまして、広報していきたいと思えます。それから、収入がですね、激減したというところで申請をされました、しかし、これはあくまでも任意の1か月を出せば良いということになっておりまして、今のところ国のQ&Aではそれをその後に結果的に住民税が課税になりましたというようなことが分かったとしても返還はしなくて良いというようなことが今は来ております。以上でございます。

○議長（中村 昭人君） 他に質疑はありませんか。

○議員（竹本 修君） 町長に伺いたいという風に思います。ふるさと納税者が納税者と言いますか、15億から18億になるわけなんですけど、その中身につきましては、多くなれば良いという話ではございません。先ほどから、同僚議員もおっしゃったようにですね、その中身につきましてはですね、今回300,000千円、納税者が多いということで、予算化されておりますが、それにつきましてはの新しい人たちの返礼品に伴うものかいろいろ内容的にですね、やっぱりどういった方が納税者としての形の希望を川南の方に持ち込んでいただけるのか、そこらへんの内容等につきましてはですね、分かりましたらお願いしたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問にお答えしますが、別な議員からも質問ありましたが、隣町の事件とは全く関係なく、元々、今年に関してはいろんな企画で職員が運営会社とも計画して、当初から臨んでおりました。元々の予想ではありましたが、やはり、最初からハードル上げるのが非常に不安だったものですから、最初は昨年並みの予算を上げさせていただいたところでございます。内容についてはですね、担当課長が説明したがつてますので、説明させます。

○会計課長（小嶋 哲也君） 今年も好調にということですね、追加で予算の方上げさせていただいたんですけれども、大体寄付者の7割が新規の方っていう風に聞いております。で、その方々がこういった方々というのは、ちょっとこちらでは分析しようがないんですけども、その方々ですね、アンケートでですね、町の取組み等をですね、こういった方に活用していきたいですということをアンケート取ってますので、そういったものを持ってですね、今後対応していきたいと思っております。以上です。

○議員（竹本 修君） 内容的ということで、なんでそこまで聞くのかという話になるわけですが、というのはですね、自分の友人の子どもが都会にいます。そういった方たちの中でその子どもさんがお父さんが川南のふるさとがあるから、自分はそこにしたいということで、今、納税ということでされているそうなんです。その中におきまして、返礼品ですね、お返しの品物としての物珍しさから隣近所へ配布したところ、それが非常に受けて、今回またですよ追加納税ということをお聞きをしております。ですから、私自身思うのは、そういった定着するような形のそういった納税者の把握ですか、そこまでやっていただければという風に自分自身は思っております。というのがですね、隣町じゃございませんけど、足腰の強いそういったものを継続していくためにはですね、ある程度やっぱりそういった返礼に伴うもの、そういった中身の伴うものについての充実を図っていただきたい。再度町長の答弁をお願いしたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） まああの、元々ですね、ふるさと納税の趣旨、我が町としての判断は、地元の産業を育成するとそういうことを第一に考えておりましたので、今議員の言われたとおりですね、いろんな展開をする中で、地元にある能力をまずは考えながら、そういう関係者についてはですね、こちらから積極的にアプローチをしていきたい、そして、リピーターの方をですね、しっかりと確保したいという考えでおります。

○議長（中村 昭人君） 他に質疑はございませんか。

○議員（中津 克司君） 確認ですけれども、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金102,060千ですけれども、これは、先ほどから聞いておりますと自主申告ということでお話しされたようにありますが、それでよろしいか、ちょっと確認します。

○福祉課長（三角 博志君） 今の御質問にお答えいたします。基本的にはですね、住民税が非課税になってます世帯と言いますのは、税務課の方から情報いただきまして、住民税

非課税の世帯に対しましては、10万円を交付すると、こちらから通知の方を行います。それからしかしながら、令和3年1月以降、収入が激減したりした方の場合には、自主申告をして申請をしていただくということになります。

○議員（中津 克司君） ありがとうございます。住民税非課税世帯については、アプローチをしているということですね。1つそこ辺が知っていると知らないでは、雲泥の差になりますので、よろしくご配慮の方お願いします。

○福祉課長（三角 博志君） あの、ただいまのお話の中で、アプローチはまだできておりませんで、今、システムを導入しまして、アプローチできるように、準備をしているところでございます。以上でございます。

○議長（中村 昭人君） 他に質疑はございませんか。

○議員（川上 昇君） 報告第3号補正予算第11号なんですけど、ふるさと納税関係とそれから、福祉関係ですね、2点あるんですけど、ふるさと納税関係、先ほどから同僚議員が質問しておりまして、その答弁も聞いておったんですけど、隣の件もあります。それで先ほどからですね、本年度は非常にふるさと納税が好調で、我が町にとってはですね、返礼品についても、しっかり厳正に対処されてるでしょうから、心配ないといえば心配ないのですが、ここにきて、非常に好調ですよというのが、逆に心配される言葉でですね、まあそうであればいいんですけど、つまり、隣のことを振り返りますと、私がいろんな情報を聞いた中での判断ですけど、1つの業者がですね、自分とこの返礼品の事業の自分とこの会社のキャパシティーを超えて実は受けてた。結局はそれはもうできなくなったようなことで聞いております。川南町の場合はそういうことは当然ないんだろうと思ってるんですけど、その隣の経験を踏まえて、再度そんなことがないのか点検をされたかどうか、それはどういった方法でされたかどうか、まあ当然されてるはずですよ。それをされてないと、隣の苦い経験が隣町としての何の教訓にもなりませんので、されたと思うんですけど、そこについてお聞かせください。

○会計課長（小嶋 哲也君） 川上議員の御質疑にお答えします。チェック体制といいますが、そういった商品管理のチェック体制だと思うんですけども、あの、うちの方はですね、できるだけ事業者と対話するようにですね、努力をしております。その中で、一部事務委託でセンコービジネスさんの方にも委託していますので、そちらでもやはり事業者との対話というのをしております。そういった中でですね、商品の管理等大丈夫かどうかというのは再度確認をですね、しております。口頭での確認とか、あとミーティングとかそういったのを随時打ち合わせをしての確認ということになりますけども、そういった中でですね、ポータルサイトの方に商品等あげて、数量等確認してますので、その辺は大丈夫かと思っております。以上です。

○議員（川上 昇君） いずれにしても、途中で業者が入っていますので、そのような

方法しか現時点では取れないのかなと思うんですが、ただ隣町の場合もですね、当然途中でクッションされる業者がいたはずですけども、いわゆる返礼品を製造されるもともとの業者がキャパを超えて、大丈夫ですよというようなことで、その中間の業者に伝えてれば、町としては分からないわけですからね、それは私どもの町でも同じことだと思うんですよ。今回そういったことが起きましたので、そこを教訓として、実際されたかどうか、それを伺ってるんですけども、それぐらいこともセンコーさん、そこを乗り越えてでもやるっていうのはなかなか大変なことかと思うんですが、隣町で起きたことを伝えながらですね、1回するどいチェックを入れることが必要じゃないかという風に思うんですけども、それを踏まえての質問をしたところですよ。1度その辺もですね、検討されて、実際手を打たれるかどうかは別にして、そういったのも町としてですね、検討されて、何らかの方法でチェックができれば、されるのがいいんじゃないかと思ったところですよ。そこを申し上げたいという風に思います。

○会計課長（小嶋 哲也君） 川上議員の御質疑にお答えします。センコービジネスさんとはですね、そこを飛び越えるというわけではなくてですね、センコービジネスさんと共にですね、事業者の方に対応しておりますので、こちらも一緒の情報を持って対応しているということで、やはりあの価格等、決めるときに返礼品割合3割決まっていますので、そういったもののチェックと送料等込めて、含めて全て数字を係の方でチェックした上で商品を取り扱っております。ので、どうしても価格的に怪しいという場合は、事前に分かると思いますので、それでしっかりチェックして行って商品管理を今後もしていきたいと思っております。

○議長（中村 昭人君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は臨時会につき、委員会付託は省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議がないようですので、委員会付託は省略し、討論を行います。

報告第3号専決処分の承認を求めるについて、令和3年度川南町一般会計補正予算第11号、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第3号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、報告第3号専決処分の承認を求めるについて、令和3年度川南町一般会計補正予算第11号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第7、報告第4号専決処分の承認を求めるについて、令和3年度川南町一般会計補正予算第12号を議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 報告第4号は、専決処分をいたしました令和3年度川南町一般会計補正予算第12号につきまして、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。補正予算第12号は、第6波となる新型コロナウイルス感染症の急拡大に伴い、県内全域がまん延防止等重点措置の重点措置区域に指定され飲食店等に対し営業時間短縮要請が行われたことから、飲食店等に対する時短営業協力金を予算計上したものであります。補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ32,734千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,101,963千円とするものでございます。それでは、第1表の歳入から御説明いたします。県支出金29,513千円は、感染症対策休業要請等協力事業の事業費及び事務費の補助金であります。繰入金3,221千円は、財政調整基金繰入金であります。次に歳出につきまして、御説明いたします。商工費32,734千円は、第6波に伴う時短営業協力金事業で、協力金及び協力金に伴う事務費の予算計上であります。

以上、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 令和3年度川南町一般会計補正予算第12号についてであります。第6波に伴う時短営業協力金32,200千ちゅう予算が計上されておりますが、この議会に商工会からわけんわからん要望書が届いとるわけですが、議会の審査やら議決に影響を与えるような要望書じゃがよ、議長としてよ、受け取るべきじゃねえと思うっちゃけんどん、何にも困っておっとは、商工会だけじゃねえとですよ、今生産者はものすげえ大変なんですよ。私はあの漁師をしておりますが、第6波に入る前は、魚の値段もこう回復して、これで一息つくわと思っとったら、第6波が出てきて、もうすぐに魚の値段がですね、今まで私は鯖釣り行きよるわけですが、バブル期は正月前はキロ3,000円ぐらいしよったわけですけど、どんどん値段が下がってきてですね、そっでん下がってきてても、そのキロ1,000円は維持してきよったわけですよ。そこには。その、今度になってかいはキロ700円か800円ぐらいになっ

て2割から3割安になつとるわけですが、その反面、燃費は軽油がその時代は60円か70円じゃったとん、もう100円になって、2、3割高になつとってですね、沖に働けば働くはず、赤字が行くような状況になつとるわけですが、それでも耐え忍んで漁に行きよるわけですけど、議長として、これはどんげかと思いますが、こんげなつ受け取ったら。議会の審査やら議決に影響を与えるような要望書を受け取りよったら、非常に公平、公正な審査はでけんと思いますが。当然、これ執行部の方にも上がってきよるわけですから。議会には執行権がねえかい。

町長は議会の方にも出しとけて言うたっちゃねえですかこら。漁業の方ばっかいやと思つたら、昨日、ハウス農家、ミニトマト作りよるハウス中の人に聞いたら、昨年とトマトの値段が変わらんけんどんですね、重油がたけしてやれんというような悲鳴も聞こえています。やっぱり、こら国の制度事業じゃから、国がそういう1波の場合には持続化給付金ちいうので、いろんな方面に支援金が出ましたけど、今回はまあ飲食業ばっかいのようであります、一般サラリーマンも大変だと思います。そこ辺のどこ考えてですね、やっぱ手厚く支援していただきたいと思うわけですが、町長、そこ辺のどこは考えてはおらんとですか。

○町長（日高 昭彦君） まああの、議員が言われるようにコロナに関しては本当にいろんな方々が思わぬところで、ダメージを受けていると聞いております。今回に関してはですね、国、県が動いたことによって発生した事務手続き及びあの事務手続きといいますか、措置でございます。全体としてはですね、当然、川南町全体でいろんなところでひずんでおりますので、そこはまた改めて我々としても対策を打つべきだと考えております。

○議員（児玉 助壽君） 前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。期待しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村 昭人君） 他に質疑はありませんか。

○議員（谷村 裕二君） ただいま、町長の答弁にもございましたが、総合的に支援を行っていくということですが、今回のこの飲食店等に対するの飲食店等の具体的な範囲をお伺いしたいと思います。

○産業推進課長（河野 賢二君） 谷村議員の御質疑にお答えしたいと思います。飲食店の具体的な対象ということですが、今回は、営業時間の短縮、と酒類の提供を行わないということが条件となっておりますので、8時以降に営業をしている飲食店というものが対象となっております。以上でございます。

○議員（谷村 裕二君） 具体的に言えば、酒類、まあ川南町で言えば、居酒屋、スナックという判断でよろしいかと思うんですが、その他の飲食業でお昼ご飯を提供しているところ、喫茶店、それからテイクアウト専門に行っている事業所、そういうところは、この今回の時短営業の協力金というのは、現在のところ支給されないということではよろしいんでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。今回の予算計上はですね、あくまでも、まんえん防止等重点措置に伴って行われる時短営業要請に対する支援金であります。ということで、今後あのそういった今言われたようなこれの対象にならないところについては、考えていきたいと思っておりますが、今回はあくまでも時短営業に対する助成金ということです。以上でございます。

○議員（谷村 裕二君） まんえん防止期間も延長は必至というような感じで、新聞等もありますけれども、今後期間を延長して、国も対応しなければならないという状況下にありますが、是非ですね、今あの課長のおっしゃったようにですね、総合的にこの今回の協力金だけでなくですね、今、同僚議員も言いましたが、漁業、農業関係等もですね、飲食業だけでなく、影響を受けるわけですね。だから、是非、国の方針にしたがって、国から補助金がきたからそれを配るというスタンスではなくてですね、やっぱり川南町の単独の予算を使っても善良な納税者を自分たちは守るんだという意気込みでですね、全ての企業に対して、もちろんその限度はあると思うんですが、今後ともですね、特にサービス業については、直接的に来ると思うんですね、今後ともスピーディーにぜひ、町単独という予算も生かしながら、取り組んでいていただきたいと思っております。最後にちょっとその点で町長の答弁をお聞かせ願いたいと思っております。

○町長（日高 昭彦君） 今言われたとおりですね、当然、財政的なそろばんを見ながらにはなりますが、我々の仕事として町民と共に、町民を全面的に我々もしっかり支えたいという思いだけはですね、しっかりと持ちながら、事業に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（中村 昭人君） 他に質疑はございませんか。

○議員（徳弘 美津子君） 専決なので委員会がないのでちょっと細かいこと伺います。先ほど出た時短営業協力店の店舗数、それから補助金額、いろいろ段階があるのか、段階まで教えていただきたいこと、申請業務受付業務委託料は委託先をお願いします。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの徳弘議員の御質疑にお答えしたいと思います。まずは、協力金の額ということでよろしかったでしょうか。店舗数と額ということでした。店舗数に関してはですね、45店舗を予定しています。協力金の額に関してはですね、その店の収入によって変わってきます。最低で、1日3万円、最高でですね、1日10万円となっております。あとあの、委託先につきましての御質問ですが、これまでの協力金もですね、商工会の方に申請書の提出、チェックと委託をお願いしております。もちろんその後の手続きについてはですね、役場の方で行っておるわけですが、少しでもスピーディーにですね、協力金が出せるようにということで、今回も商工会の方をお願いする予定にしております。以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） 1日3万円から10万円ということで、新聞見れば分かるんだろうと思っておりますが、一応ここで確認です。いつからいつまでの間ということでお願いいたし

ます。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。協力を要請する期間としてはですね、1月の25日から2月の13日となっております。以上でございます。

○議長（中村 昭人君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は臨時会につき、委員会付託は省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議がないようですので、委員会付託は省略し、討論を行います。

報告第4号専決処分の承認を求めるについて、令和3年度川南町一般会計補正予算第12号、討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第4号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、報告第4号専決処分の承認を求めるについて、令和3年度川南町一般会計補正予算第12号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第8、議案第1号令和3年度川南町一般会計補正予算第13号を議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 議案第1号は、予算の総額に歳入歳出それぞれ61,036千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,162,999千円とするものでございます。この議案は、新型コロナウイルス感染症に対する支援が主なものであり、補正予算第11号で専決処分した住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の不足分の給付金、国の子育て世帯への臨時特別給付金の給付を受けられない世帯に対する町単独の給付金、新型コロナウイルス感染症第6波による飲食店等の営業時間短縮に伴い影響を受けた業種を対象とする町独自の支援金を計上するものであります。それでは、第1表の歳入から御説明いたします。国庫

支出金は、53,400千円の増額で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金であります。繰入金は、7,636千円の増額で、財政調整基金繰入金及びふるさと振興基金繰入金であります。次に、歳出について御説明いたします。民生費は、59,636千円の増額で、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金及び子育て世帯への拡大臨時特別給付金であります。商工費は、1,400千円の増額で、新型コロナウイルス感染症第6波に伴う経済影響事業者支援金であります。第2表繰越明許費補正は、子育て世帯等臨時特別支援事業、住民税非課税世帯等で、年度中に事業完了が困難であり、また家計急変世帯の申請期限が令和4年9月30日までとなったことから追加するものであります。

以上、詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人君） 補足説明があれば、これを許します。

○福祉課長（三角 博志君） 議案第1号の福祉課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。10～11ページをお願いします。3款1項1目社会福祉総務費の18節負担金、補助及び交付金47,400千円は、報告第3号補正予算第11号で報告しました住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象世帯が、その後の調査により増加することが見込まれることから474世帯分の臨時特別給付金を追加するものです。これにより住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の予算総額は、報告第3号と合わせて210,000千円となります。対象となる住民税非課税世帯には2月下旬から確認書を送付し、3月からの支給開始を目指して準備をしているところですが、年度内の完了は困難な状況です。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月から令和4年9月までの間に家計が急変し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込額が住民税非課税水準に相当する額となる世帯の申請期限は、令和4年9月30日までとされていることなどから、第2表繰越明許費の補正を追加いたしました。次に、2項2目児童措置費の18節負担金、補助及び交付金12,200千円は、子育て世帯への臨時特別給付金において、国が示した所得制限限度額以上のため支給対象外とされた者に対しても給付金を支給することが、市町村の判断により可能とされたことから、拡大支給を行うものです。内訳としましては、対象世帯を80世帯、対象者につきましては、児童手当特例給付世帯児童数を72人、高校生のみの世帯児童数を50人と見込み、合計122人分を計上いたしました。

以上で福祉課関連の補足説明を終わります。

○産業推進課長（河野 賢二君） 議案第1号の産業推進課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。10～11ページをお願いします。7款1項2目商工業振興費の18節負担金、補助及び交付金1,400千円は、新型コロナウイルス感染症拡大により飲食店等に対して要請されている営業時間短縮及び酒類の提供停止の影響を直接受ける、タクシー、運転代行、酒類の卸売り事業者を支援するため、売上の減少幅や事業規模に応じた支援金を交付するも

のです。

以上で産業推進課関連の補足説明を終わります。

○議長（中村 昭人君） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 第13号につきましてであります。この第6波に伴う経済影響事業者支援金町単独事業の1,400千円であります。これをざっと計算すると、この先ほど申しました飲食業に対する支援協力金が総額32,200千円でありましたが、対象事業者が45軒ちゅうこってありましたが、単純計算すると1店舗当たり、71万5千円くらいになるわけですが、どういう積算根拠でこういう数字をはじき出したか知りませんが、この人件費をはらったら、ほとんど手元には残らんち思うわけですが、このタクシーやら運転代行は今、燃油が高騰しとるわけですから、航空機なんかそんな燃料が、燃費があがれば、石油サーチャージとかなんとかいうて、料金に上乗せして、燃費のなんを浮かすこつもできるわけですよ。今の燃油高騰しとる状態の中で妥当な数字かな、妥当であるというのは、思わんわけですけど、何軒かしらんけんどん、1,400千円いうたら、まあ5軒あってん計算がようせんかった、18万円ですか、1軒18万円ぐらいじゃそうですが、5軒あって。これ燃油代にもならんとやないですか。町もあんま銭がねえかい、苦しい懐状況ちいうとは十分分かってるわけですが、もう少し、色をつけたらどうかなち思とるわけですが。また、今の生産者、農業やら水産業に対してでも町単事業でなんとかするちいうような答弁がありました。そのときでも色付けて予算計上してもらいたいと思とるわけですが、そこ辺のとは、どう考えますか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの児玉議員の御質疑にお答えしたいと思います。まずあの1,400千円の根拠ということだったんですが、これまでも幾度にわたり、支援金というのを出してきております。その辺りを参考にいたしまして、まず今回は代行業者に対しては、基本を8万円、1台につき2万円という計算をしております。で最低が10万円ですね、あとは台数に応じて、2万円ずつ加算されていくということになっております。タクシーについても同様です。あと、酒類のですね、卸売りに関してはですね、減収が20%以上あった場合に最大20万円、減収額が20万以下の場合はその額に合わせるという風に計算をしております。今回はですね、そのまんえん防止等重点措置ということで、時短営業が20日間ですね、今回行われております。で、その期間を対象としたものであるということなんです。もう少し、支援金の額を増やしたらという御意見もありましたが、今後ですね、どれぐらい伸びるか正直予測も付かない状況であります。そのときにはですね、追加するなり、延長するなりの処置がでてくるかと思います。

○議員（児玉 助壽君） 何回かタクシーやら運転代行にも支援金も出とるわけですが、運転手さんやら従業員に聞きますとね、まだその雇用調整助成金の申告やなんやもしてもら

えんで、ほとんどしごつせんかい、給料もあんまりもらえん状態じゃちいうような話を聞くし、そういう支援金が出たかい、ちったまわってきとっどつがえち言ったら、そういう燃費、維持管理費引いたらその従業員にその支給されてるような状況じゃねえち話を聞きますがよ、従業員にそういうなんを支給しよったら会社がたちいかなつとかしらんけんどん、その事業主もなんとかならんかなちいうような考えを持っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問の件なんですが、町単独としては今回このような予算を計上させていただいております。その他にもですね、経済産業省の方からですね、事業復活支援金というものがあまして、それが1月31日から申請期間が始まっております。これも減収に対するですね、給付金になっておりますので、そういったのも併用していただくとですね、いいのかと思っております。以上でございます。

○町長（日高 昭彦君） 担当がですね、話したあとで申し訳ないんですが、期間がいろいろ読めないのが現実でございます。長期に及ぶ場合についてはですね、やっぱり大掛かりな補正予算が必要であると思ひますので、そのときには議員の皆さんにですね、御協議をお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（中村 昭人君） 他に質疑ございませんか。

○議員（蓑原 敏朗君） ちょっと確認ですけど、今回の子育て臨時特別給付金において、国が示した所得制限限度額以上のため、支給対象外とされたものに対しても給付金を支給することができるというふうな補足説明でございました。この予算書の説明を見ると町単独となっていますけど予算の内容は半分は、国庫支出金となっていますけど、これは町単独で事業はやるけど、国からの支出金も2分の1あるんだよと理解してよろしいのでしょうか。

○財政課長（谷 講平君） 蓑原議員の御質問にお答えします。国庫支出金が6,000千円計上されておりますが、この国庫支出金であります、性質的にですね、コロナ対策に伴う単独事業のみ充当が可能ですよという補助金でありまして、どちらかと言いますと、一般財源に近い自由度の高い補助金であります。今回このように充当させていただいております。なぜあの、6,000千円かと言いますとですね、10分の10といたしましたら、12,236千円充当するということになると思うんですが、実績に応じてですね、余った分は国に返還するということになりますので、確実にこの申請分くらいはですね、申請があるだろうという見込みでですね、6,000千円を充当させていただいております。

○議長（中村 昭人君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

しばらく休憩します。全員議員控室に移動願ひます。

午前10時29分休憩

午前10時55分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

ただいま、建設課長と財政課長より発言を求められましたので、これを許可します。

○建設課長（大山 幸男君） 先ほどの報告第1号専決処分の報告についての中で、徳弘議員から御質疑をいただいております。私がちょっと聞き違いをしておりました、建設課のですね、道路草刈り作業につきましては、防護ネット等の措置はしていませんが、十分な注意をしてですね、作業を行っているところであります。

○財政課長（谷 講平君） さきほど報告第1号で、賠償保険についての徳弘議員からの御質問をいただいておりますが、その中でですね、保険元を市町村共済組合と申しましたが、正しくはですね、全国町村会総合賠償保障保険ということであります。訂正いたします。

○議長（中村 昭人君） 議案第1号、令和3年度川南町一般会計補正予算第13号について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第1号令和3年度川南町一般会計補正予算第13号は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。
以上で、本日の日程は、全部終了しました。
これで、令和4年第1回川南町議会臨時会を閉会します。

午前10時58分閉会
